

農業所得の申告は

収支計算です

収支に関わる書類の保管を

農業所得の申告は平成18年産(今年産)から標準申告(面積課税)が廃止となり、実際の収入金額から必要経費を差し引く収支計算により申告いただくこととなります。



平成十八年産の農業所得の申告から水稲・普通畑の『所得標準』が廃止されます。

平成十八年産から農業経営者の方は、実際の収入金額から必要経費を差し引く方法により、農業所得金額を計算し申告することとなります。

農業所得のある方は、平成十八年に収穫する農産物の収入や必要経費の分かる書類などを申告期間(平成十九年二月～三月)まで失わないように大切に保管してください。

また、申告までに内容ごとに整理しておくこと申告書類を記入する際に便利です。申告書類に記入する金額の科目は左表のとおりになりますので、収支の分かる書類(伝票、領収書など)は左表を参考に整理し、来年の申告に備えておきましょう。

収入金額の分かる書類

例：仮渡金計算書・精算書、出荷伝票、請求書(控)、領収書(控)、預金通帳、家事消費した農産物の数量・金額の根拠、農作業手問賃など雑収入の分かるもの

必要経費の分かる書類

例：農業用資材、水利費、土地改良費の領収書など、購買利用代金明細書・小作料の領収書、農業用資産の納税通知書(農業用事業資産の固定資産税・軽自動車税)

収支計算の算式

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

問い合わせ先

市役所税務課市民税係

(077)68 0004

各支所地域総務課税政係

園部 68 0010

八木 42 2300

日吉 68 0031

美山 68 0040

園部税務署

(077)621 1019